附　則

（労働保険料に関する暫定措置に係るこの省令の適用についての読替規定）

第九条　法附則第十一条の二の規定が適用される場合におけるこの省令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	第三十六条	附則第九条の規定により読み替えられた第三十六条
	第十九条第六項及び	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第六項及び法
第十一条第一号	第十五条第一項若しくは第二項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項
第十一条第三号	第十九条第一項若しくは第二項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第一項
第二十四条第一項	第十五条第一項各号	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項各号
	当該保険年度の保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額（令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間に使用する全ての労働者に係る保険料算定基礎額をいう。以下同じ。）の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額（令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間に使用する全ての労働者に係る保険料算定基礎額をいう。以下同じ。）の見込額を合算した額
第二十四条第二項第三号	保険料算定基礎額の見込額（当該見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額（当該額
	前項	附則第九条の規定により読み替えられた前項
第二十四条第二項第四号、第二十五条第二項第五号及び第三十三条第一項第四号	保険料率	削除
第二十四条第三項	次条第三項及び	附則第九条の規定により読み替えられた次条第三項及びこの省令
第二十五条第一項	第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
	保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額

附　則

（新設）